

その話信用できるの？



【事例2 70代・女性】

私は年金も少ないので、少しでも足しになればと思い、パソコンのインターネットで見たサイトに参加することにしました。

そのサイトは「参加者全員に毎月10万円を現金で差し上げることを約束します」というものでした。

私自身は、「何もせずサイトの運営者がお金を増やして生涯に亘って10万円を貰えるなら」と思い、参加費用として10万円をクレジットカードで決済しました。

また、アンケートに答えたら10万円をプレゼントと書かれていたので答えましたが、10万円は貰えませんでした。

【アドバイス】

相談者が決済したものは、情報商材を購入するというものでした。

相談者には、「クレジットカード会社と決済代行会社に、契約の経緯とともにクレジット決済の取り消しを求める書面を送付する」ように助言し、消費生活センターで援助を行い、あっせんすることにしました。

後日クレジットカード会社から、相談者が決済した10万円の取り消しがなされたと連絡がありました。

※情報商材：主にインターネットを介して、ネット販売される情報のことをいいます。文書やDVD、動画配信などさまざまで、競馬やパチンコ必勝法、株やFXでお金を儲ける方法など多種に渡ります。

【事例3 60代・男性】



「お金と自由を手にして人生を変えませんか」、「参加できるのは10名のみ」、「毎月200万円をもらい続けることができる」とスマートフォンに毎日動画が送られてきました。

毎月200万円もらえるならと思い、参加費の98,000円をクレジットカードで決済しました。

翌日解約のメールをしましたが、クレジットカードの明細で請求があり解約になっていませんでした。

【アドバイス】

相談者には、「クレジットカード会社と決済代行会社に、契約の経緯とともにクレジット決済の取り消しを求める書面を送付する」ように助言し、消費生活センターで援助を行い、あっせんすることにしました。

サイト運営者からは何の連絡もなく、連絡しても連絡がとれないまま数か月が経過しました。やっと決済代行業者から、決済を取り消すとの連絡が入りました。しかし取り消しまでに、更に数か月を要すると思われま

【事例4 30代・女性】



SNSの投稿サイトで副業の記事を見つけたので友達登録をしたら、すぐにメッセージが届き「必ずかせげる副業」とのことでした。

予約フォームに電話で説明を聞くことができるとあったので、予約したところ電話がかかってきました。

「ブログを作成し記事は業者が自動更新するので、収益を確認するだけで大丈夫。稼げなかったら全額返金する。」との説明だったので、2週間の契約期間で13万円をクレジットカードで決済しました。

月に5万円くらい欲しいと考えていたけど、2週間で5,000円しか稼げませんでした。さらに新たな50万円のコースの契約を勧められています。支払ばかりが増えると思うと不安です。

【アドバイス】

当契約は業者からの電話によって契約したもので、電話勧誘販売であると考えられます。

相談者には、「クレジットカード会社と決済代行会社に、契約の経緯とともにクレジット決済の取り消しを求める書面を送付する」ように助言しました。

また契約書は交付されておらず、クーリング・オフが可能だと思われたので、消費生活センターから業者にクーリング・オフを主張しました。

しかし業者はそれを認めませんでした。

このような事例では、全額の返金は難しいと思われま

被害にあわないために



- 安易に広告を信用せず、「必ず」「確実」などの広告文が実現可能かよく考えましょう。
- 体験談などを鵜呑みにせず、本当に収入になるのか第三者の意見を聞くなどして冷静に判断しましょう。
- 「24時間以内に」「何名様限定」など契約を急かせる業者には注意しましょう。
- 返金保証の記載があっても、安易に契約しないようにしましょう。
- リスクが高い高額な契約で、内容が不明瞭な契約はしないようにしましょう。
- 購入前に相手の所在地や電話番号などを確認しましょう。
- 通信販売で契約した場合はクーリング・オフの制度はありませんので、よく考えて注文するようにしましょう。

【お問合せ】消費生活センター ☎0956-22-2591